別紙様式１－２

【開設者宛】

（案）

令和元年　　月　　日

　各位

特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について

柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例については、特例関係通知（※）において取り扱っているところですが、これらの特例関係通知対象者における受領委任の届出又は申出については、研修修了証の写しに代えて、施術管理者研修特例による確約書を提出し、提出期限までに提出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約いただいております。

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出がない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。

また、提出期限までに研修修了証の写しを提出できない場合であって、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する旨の届出書（以下「届出書」という。）を提出した施術管理者が、届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限内に研修修了証の写しを提出しない場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止することを通知いたします。併せて、届出書を提出した施術管理者が、受領委任の取扱いを辞退した場合、当該施術管理者については、受領委任の取扱いを同提出期限の翌日に中止相当とすることを通知いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日 | 特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限 | 届出書の様式  届出書の提出期限 | 届出書に記載する研修修  了証の写しの提出期限 |
| 平成30年4月１日～  平成30年9月30日 | 令和元年9月30日 | 別紙様式２  令和元年9月30日 | 令和2年3月31日 |
| 平成30年10月1日～  平成31年3月31日 | 届出日又は申出日  から１年以内 | 別紙様式３  届出日又は申出日から１年以内 | 令和2年9月30日 |
| 平成31年4月1日～  令和元年5月31日 | 令和2年3月31日 | 別紙様式４  令和2年3月31日 | 令和2年9月30日 |

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書

の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日（登録・承諾年月日が平成３０年４月１日から同年５月３１日の場合は令和元年１０月１日から、登録・承諾年月日が平成３１年４月１日から令和元年５月３１日の場合は令和２年４月１日から）から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が勤務している又は受領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを中止又は中止相当とすることになりますので、ご留意の上、監督願います。

※特例関係通知

・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成30年１月16日付け保発0116第３号）

・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年３月５日付け保発0305第12号）

・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）

・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成31年２月13日付け保発0213第３号）

【問い合わせ先】

各地方厚生（支）局

電話番号

（提出期限の確認等）